

甲良町公告第 19 号

条件付一般競争入札公告

下記について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和7年5月23日

甲良町長 寺本 純二

1. 概要等

(1) 件名

令和7年度 物品・役務 第4号
甲良町公共下水道事業計画策定業務

(2) 場所

犬上郡甲良町一円

(3) 期間

契約締結の日から令和8年3月5日まで

(4) 概要

下水道法第4条に規定する事業計画を定め、令和6年7月事務連絡「下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項」について下水道ストックマネジメント計画及び経営戦略計画等の既計画を基に各施設の目標と優先度を整理し、施設の設置に関する方針を作成し、効率的な下水道施設の見直しを行う。

(5) 予定価格（入札比較価格）

事後公表とする。

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 令和7年度甲良町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者

ア. 登録における種別が「物品・役務部門」である者

イ. 取扱種目名称(中分類) 役務の提供(計画策定)

ウ. 取扱品目名称(小分類) 専門的計画等

エ. 事業所の所在地要件 滋賀県内に本社又は営業所を置いているもの

次に掲げる技術者要件

ア. 管理技術者、照査技術者は、技術士(総合技術管理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))の資格を有する者

イ. 流域下水道に係る事業計画策定業務を完了した実績を有すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日制定）および甲良町建設工事等入札参加停止基準（平成23年訓令第17号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者。

3. 書類の提出等

入札参加資格申請は事前の提出とする。なお、申請書類等の提出は次のとおりとする。

(1) **ア. 条件付一般競争入札参加資格申請書**

イ. 業務実績表 ※業務実績表に記載の内容を証する書類（契約書写し等）を添付のこと。

(2) 提出期間、提出場所および方法等

ア. 期 間 令和7年5月23日(金)から令和7年6月6日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ. 場 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町役場 1階企画監理課
直通0749-38-5061

ウ. 方 法 持参(郵送または電送は受け付けない)

エ. 提出部数 1部

(3) 申請書類等

ア. 書類等は、甲良町ホームページ (<http://www.kouratown.jp/jigyosyamukejyoho/>) に掲載。

イ. 委任する場合は、甲良町ホームページ→「事業者向け情報」→「お知らせ」→「委任状、入札書、積算内訳書の記入と押印について」を確認すること。

4. 入札参加資格審査等

(1) 書類の提出があった者の中から要件を審査し、対象の競争入札に参加できる者を選定する(以下「入札参加者」という。)

(2) 書類を提出した者のうち、対象の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面により通知する(以下「入札参加不適格通知」という。)

(3) 「入札参加不適格通知」は、**令和7年6月11日(水)** に通知(FAX)する。

5. 設計図書の閲覧等

設計図書は、下記により閲覧に供する。

(1) 期 間 **令和7年5月23日(金)から令和7年6月19日(木)まで**

(2) 場 所 甲良町役場 1階町政情報コーナー

仕様書等は、当該入札参加者に次のとおり引き渡す。

(1) 期 間 **令和7年6月12日(木)から令和7年6月19日(木)まで**

なお、引き渡しは町からの連絡は行わないので、必ず上記期間に行うこと。

(2) 場 所 甲良町役場 1階企画監理課

(3) 価 格 無 料

(4) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加不適格通知がない者は必ず仕様書等を受領すること。

6. 現場説明

(1) 現場説明は行わない。

7. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

(1) 受付期間 **令和7年6月19日(木) 正午まで**

(2) 提出方法 指定様式により提出すること。(様式は町ホームページに掲載)

郵送の場合は、締切前日までに到着のこと。FAXも可とする。

(3) 提出場所 甲良町役場 1階企画監理課

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 直通0749-38-5061

(4) 回 答 質問に対する回答は**令和7年6月24日(火)**の午後5時までに甲良町役場町政情報コーナーにおいて配置するほか、町ホームページで公表する。

8. 入札執行の日時、場所

- (1) 日 時 **令和7年6月27日(金) 午前 9時00分～**
(2) 場 所 **甲良町役場 2階会議室**

- ア. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ. 入札書および積算内訳書は封筒に入れて投函する必要はない。
- ウ. 入札回数は、3回までとし（2回目以降の入札においては、積算内訳書は要しない。）、落札者がいない場合は不調とする。
- エ. 郵送による入札は取り扱わない。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

10. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

11. 契 約

- (1) 契約書作成の要否 要

12. 支払条件等

- (1) 前払金は無し。
- (2) 部分払金は無し。

13. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2 入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者がした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (5) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (7) 入札書（積算内訳書含む）記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 積算内訳明細書(積算内訳書を更に明細化したもの)の提出を求めた場合に提出できない入札
- (10) 積算内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く）と入札書に記載された金額に相違がある入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

14. その他

- (1) 初度の応札において、応札しなかった者、又は失格の者は、本件について再度入札に参加できない。
入札において、指定様式による積算内訳書を同時に提出すること。なお、提出された積算内訳書を開示する場合もあります。
- (2) 入札参加者が作成した積算内訳明細書も合わせて持参すること。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、9(2)に記載した契約保証金の措置を講じたうえ、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、発注者が提出できないことに同意した場合は除く。
- (4) この入札または積算内訳書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 入札書、積算内訳書に記載されている合計額において1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てた金額とする。
- (6) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに甲良町財務規則、甲良町建設工事等入札執行要領、甲良町条件付一般競争入札実施要領の定めによる。
- (7) 入札および契約手続に係る働きかけ行為があった場合は、甲良町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱(平成23年訓令第5号)第4条の規定による措置をとるものとする。
- (8) 甲良町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第2課(0749-27-0110)及び甲良町企画監理課契約担当(0749-38-5061)へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。通報に際しては不当介入通知書(様式第1号)を町ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して下記へFAXにて送付すること。

FAX番号 滋賀県彦根警察署・・・0749-27-0130
甲良町企画監理課・・・0749-38-5072